

容器包装リサイクル法

* 廃棄物関連法の整備

- 1991 年 資源有効利用促進法（正式名称；資源の有効な利用の促進に関する法律）
- 1995 年 容器包装リサイクル法（1997 年 4 月部分施行・2000 年 4 月完全施行）
- 1997 年 （改正）廃棄物処理法
- 1998 年 家電リサイクル法（2001 年 4 月施行）¹
- 2000 年 循環型社会形成推進基本法
 - 食品リサイクル法（2001 年 4 月施行）²
 - 建設資材リサイクル法（2002 年 5 月施行）
 - グリーン購入法（2001 年 4 月施行）³
- 2001 年 資源有効利用促進法（正式名称；再生資源の有効な利用の促進に関する法律）
 - ：自動車・PC 等のリサイクル義務化
- 2002 年 自動車リサイクル法（2005 年 1 月完全施行）⁴

* 容器包装リサイクル法

増え続けるごみを適正に処理するために、分別を徹底する必要。特に、さまざまな製品の容器や包装の増加が著しいので、これに対するある種の対応が必要。

- 有価物（金属・古紙）以外の廃棄物を分別処理する仕組みの確立
- リサイクル可能だが、商業ベースでの取引が成り立たないもののリサイクルを推進する仕組み

容器包装リサイクル法

- スチール缶・アルミ缶・ガラス（透明・茶・それ以外）・紙パック・段ボール・PET ボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装の 10 種類について、企業に再商品化義務を課し、有価物以外（ガラス・PET ボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装）については、指定法人（日本容器包装リサイクル協会）を設立して再商品化を促す⁵。

¹ 従来は粗大ごみとして処理されていたテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンについて、製造業者に再資源化を義務付けたもの。後に冷凍庫が加わる。再生費用が内部化されていないために、不法投棄が増加するなどの問題が指摘されている。

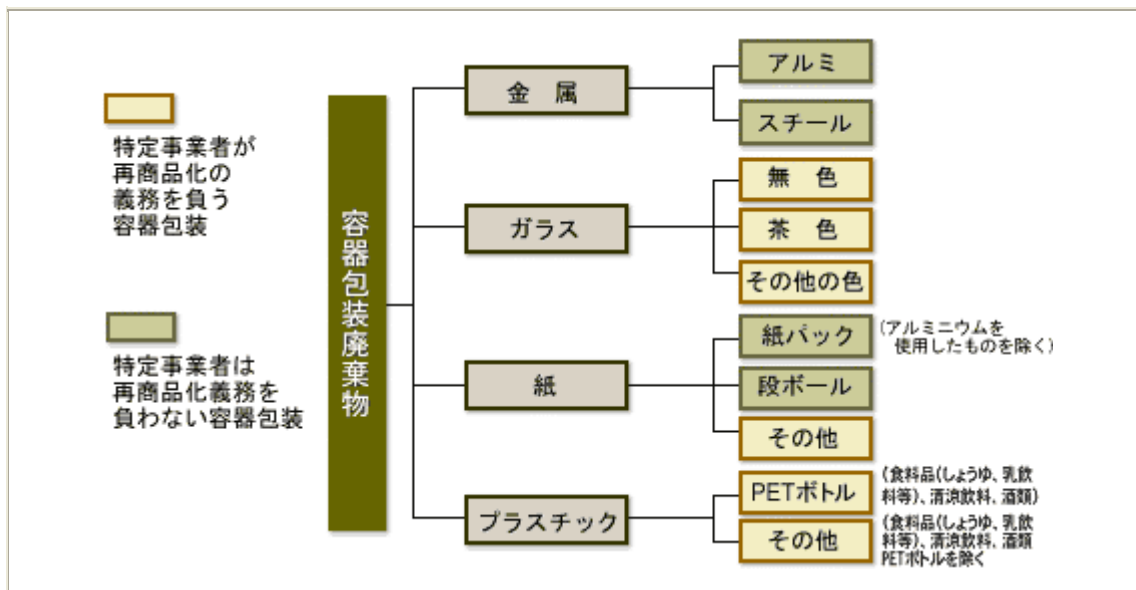
² 食品関係および外食産業等に、廃棄物の 20% の抑制を義務付けた法律。

³ 再生品の利用を促進するための法律。公的機関に対して、積極的に再生品を利用することなどが定められている。

⁴ 廃棄自動車の再生利用を義務付けた法律。これにより、再生費用が価格に上乗せされることになった。

⁵ 容器包装リサイクル法は、ドイツの包装廃棄物規制令をモデルに作られた。しかし、両者の仕組みはい

● 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装



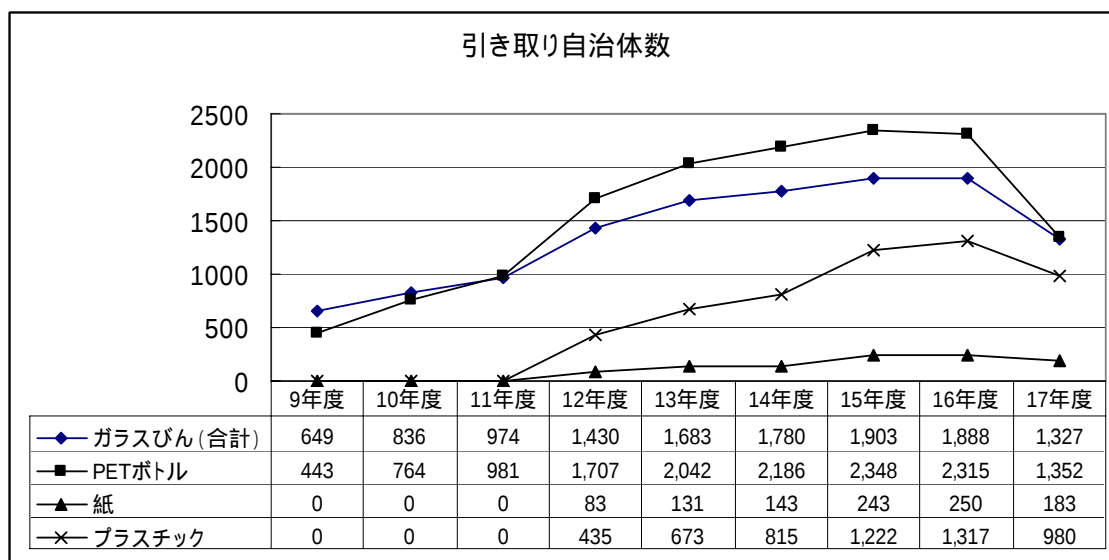
- ・基本的には、上記のようなマークにしたがって分別を行えばよいようになっている。
 - 2002 年以前は、マークをつけることが義務化されていなかった(現在は義務化)
 - 全てのマークが見やすくなっているとはいえない。
 - 分別が必ずしも理解しやすくなっていない。
 - 特に、プラスチック製容器包装・紙製容器包装の分別は難しいとされる。⁶
 - 複合材質の容器包装の存在 (ex.高級おにぎりの袋)
 - 分別するものを容器包装に限定しているところに難しさの原因がある。⁷
- ・有価物とされているものも、商業的にペイしないものもある。
 - ダンボール・スチール缶などについては、場合によっては(市場価格次第で)逆有償の状態になることもある。⁸

ろいろな面で異なっているということが指摘されている。

⁶ 具体的な例としては、ダイレクトメールなどの封筒や、CD のケースなどは、容器包装リサイクルの対象ではない。クリーニング時に供されるフィルムやハンガーも対象にならない。ボールペンの軸なども対象外である。ストローは、外袋は容器包装だが、ストロー自体は容器包装にならない。また、弁当や惣菜などのラップは容器包装だが、家庭で使用したラップは容器包装にはならない。ポリ袋なども同じである。

⁷ 容器包装リサイクル法で指定されたもの以外はリサイクルできないわけではない。たとえば、上に挙げた封筒や CD のケースも、容器包装と同様にリサイクルが可能である。PET ボトルも、清涼飲料水・酒類・しょうゆ・乳飲料に限られており、めんつゆや洗剤などの場合はその他の扱いとなる。

⁸ 逆有償の場合は自治体負担(税金)となる。現在は、ダンボール・スチール缶のほか、PET ボトルが、中国への輸出が盛んなために市場価格が高騰しているという。



・法律の効果は着実に出ている状況⁹

→ ガラス瓶・PET ボトルについてはほぼ全国的に実施されている状況

ガラスについては、色別に3種類に分けなければならないために、実施状況にばらつきがある(ガラスの分別はするが、特定の色だけを指定法人に処理委託するケースがかなりあるか?)。

→ PET ボトルについては、分別の容易さがあるほか、焼却に不向き¹⁰・未処理廃棄の際に容積を大きく取るなどの理由もあり。

→ 業界団体の自主規制などもあり、PET ボトルは「リサイクルしやすい」廃棄物となっている。

→ プラスチック製容器包装についても、実施自治体が着実に増加¹¹

→ ダイオキシン問題・最終処分場問題も、分別拡大に追い風となったか?

紙製容器包装の実施率が伸び悩む¹²

・有価物の分別収集も徹底される傾向

→ 特にアルミ缶(2003年度81.8%)・スチール缶(2005年上半期92%)は高いリサイクル率

→ ダンボールのリサイクルも高い水準で推移(2002年度は101.9%)¹³。

⁹ 近年の減少は市町村合併によるものであり、人口のカバー率としては伸びていると考えられる。

¹⁰ PETは、プラスチックの中では低カロリーで、黒鉛が発生しやすいなどの性質がある。

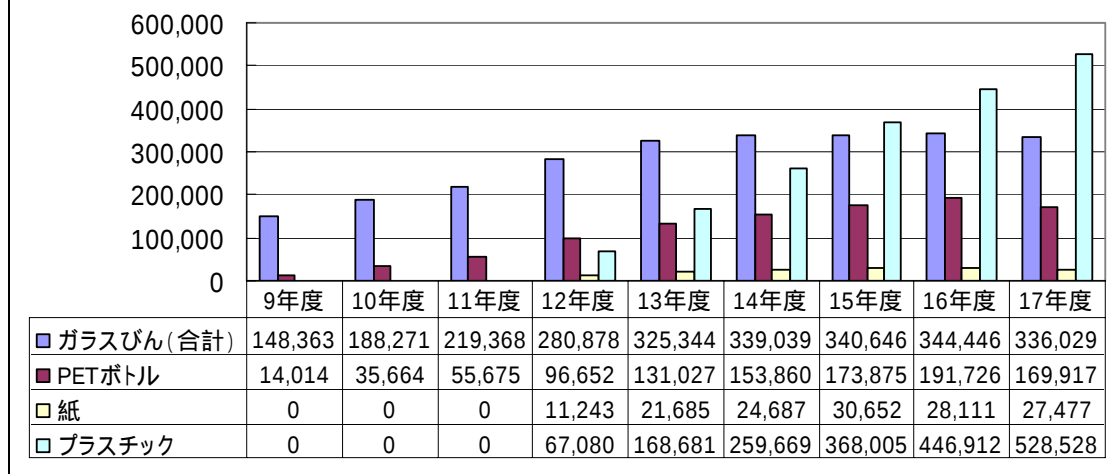
¹¹ プラスチック廃棄物処理については、これまで自治体の裁量に任されていたが、容リ法によって、容器包装は再生が義務化され、容器包装以外のプラスチック廃棄物については、環境省が原則焼却の方針を出している。

プラスチック製容器包装は、重量がないわりに容積があるために、埋め立て処分している自治体にとっても分別・再生化できることはメリットであった。

¹² これにはいろいろな理由があると思われるが、ひとつは、多くの自治体が焼却施設を有しており、プラスチックと異なり、焼却の際の問題が少ないことによるものと考えられる。分別すればそれだけコストが上昇するため、従来の処理方法で対応することを選択する自治体が多いものと思われる。

¹³ 100%を超えているのは、海外からの輸入されたものもリサイクルされているため。また、業務系の排出が主であり、古くからリサイクルルートが確立されていることも重要である。

市町村からの分別基準適合物の引き取り状況



・量的にも容器包装の回収は進展。

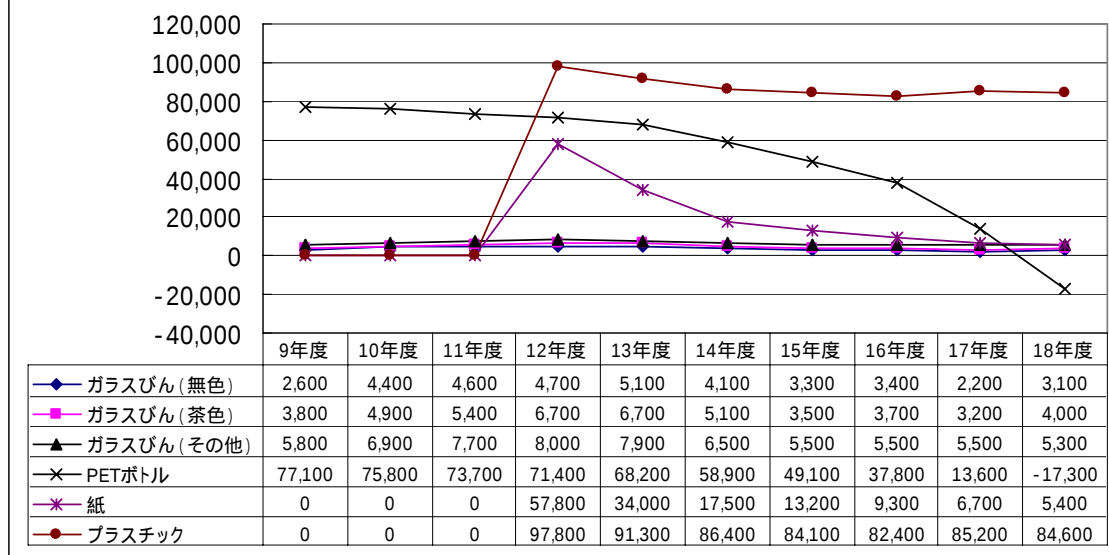
→ プラスチック容器包装の回収量の伸びが著しい。

ガラス瓶・PETボトルについては、2005年度になり減少

→ 中国への輸出が要因か？

紙製容器包装の回収量の伸びは鈍い。

再商品化落札単価(トン当たり/加重平均)



・全般的に、再商品化落札単価は低下の傾向

→ 競争原理が働きはじめた？：業者の技術開発の進歩？

→ PETボトル・紙製容器包装の低下が顕著：中国への輸出との関係が背景にあるか？

→ プラスチック容器包装については、ケミカルリサイクルがマテリアルリサイクルに比べて低コスト

*** その他の容リ法の問題点 「企業の負担が小さい」**

→ 再商品化にかかる負担金の割合は微増傾向にあり、企業：行政 = 15：1 程度となっている（下表参照）

日本では自治体が回収の義務を負う 税金で処理される部分が大きくなる¹⁴

→ 2005 年 3 月発行の『廃棄物会計調査報告書』によると、自治体の負担率は 7 割以上¹⁵

ドイツのデュアルシステムでは、回収を含めたすべてを企業負担とした

→ 企業負担が小さいために容器包装を減らそうという企業の努力が現れにくい

→ 回収量の増大はその傾向を示唆

ドイツでは、デュアルシステム導入以降、顕著に容器包装が減少

	4 素材の合計		
	市町村(a)	特定事業者(b)	a+b
9 年度	290,437,360	1,431,901,681	1,722,339,041
10 年度	352,524,482	3,567,312,231	3,919,836,713
11 年度	581,531,593	5,091,400,887	5,672,932,480
12 年度	738,265,132	16,447,687,274	17,185,952,406
13 年度	1,760,468,305	26,949,327,132	28,709,795,437
14 年度	1,873,288,569	33,444,489,870	35,317,778,439
15 年度	2,445,788,940	39,928,265,906	42,374,054,846
16 年度	2,451,339,471	45,075,697,454	47,527,036,925
17 年度	2,606,098,732	47,833,192,212	50,439,290,944

*** その他の容リ法の問題点 再商品化義務量が自治体の収集量より小さい可能性**

→ 複雑な式によって企業の再商品化義務量が毎年計画的に決定され、それにしたがって再商品化設備の設置や企業が指定法人に支払う委託料が決定されている。しかし、計画以上の回収量が集まった場合、再商品化が行き詰まる可能性がある。

→ 義務量は事実上、処理可能量（再処理施設の整備状況）で決定される

→ PET ボトルでは、収集量が義務量を上回る状況が 2000 年まで続いた

→ 一部は引取りを拒否されたため、廃棄処分となった

→ 分別収集されたごみがすべて指定法人にいつているわけではない。

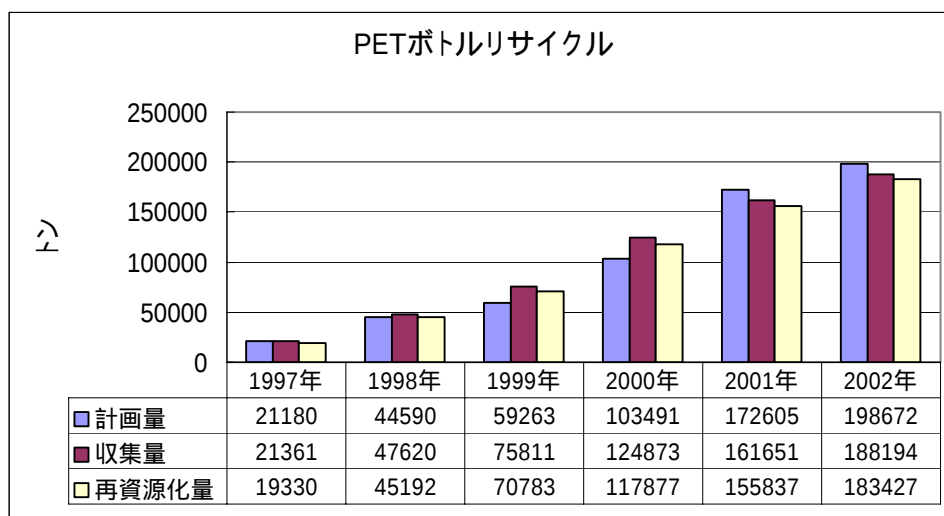
→ 一部は不適合として引取り拒否される

→ 義務量が増加することは必ずしもよいことばかりではない。

→ 廃棄物の量を減少させるという根本的問題が看過されてしまう。

¹⁴ 収集にかかる人件費、再処理施設への運搬費用、車輛などの増強の他、梱包を定められた規格にしたがって行わなければならないため、中間処理施設の建設費、維持費がかかる。

¹⁵ 報告書では、2000 年は 70.2%、2001 年 74.5%、2002 年 85.1%。



それまで家庭系一般廃棄物の処理がほとんど税金で賄われていたこと、雑多なものが混ぜられた形で排出されていたことを考慮するならば、容器包装リサイクル法は大きな前進であると評価しなければならない。問題点を指摘されてはいるが、市民・行政・企業の役割分担を明確にした容器包装リサイクル法の精神は大切であり、より徹底されるべきものである。